

## その他の規律の見直しに関する論点の検討

### 第1 責任追及等の訴えに関する規律の見直し

#### 1 取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関する規律の整備

##### (1) 各監査役等の同意

監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社（以下「監査役設置会社等」という。）が取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者（以下「取締役等」という。）の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監査役（監査役が二人以上あるときは、各監査役）、各監査等委員又は各監査委員の同意を得なければならないものとする。どうか。

##### (2) 代表者

監査役設置会社等が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合の当該監査役設置会社等を代表する者について、どのように考えるか。

（補足説明）

1 本文は、監査役設置会社等が、取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合に関する規律を整備することについての提案等をするものである。

(1) 監査役設置会社等が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合には、①監査役設置会社等が当該訴えを提起しており、原告として当該和解をするとき及び②監査役設置会社等は当該訴えを提起していないものの、利害関係人又は補助参加人として当該和解をするときがあり得る。

現行法上、①に該当するときに当該和解について監査役設置会社等を代表する者は、当該訴訟において当該監査役設置会社等を代表する監査役、監査等委員、監査委員であると解釈されている（会社法第386条第1項第1号、第399条の7第1項、第408条第1項、第491条）。しかし、この監査役等が他の者の同意又は承認なくして当該和解をする権限まで有していると解すべきかどうかについては、必ずしも明らかでない。

また、現行法上、②に該当するときに当該和解について監査役設置会社等を代表する者に関しては、原則どおり会社法第349条第4項、第420条第3項又は第483条第6項の規定に基づき代表取締役、代表執行役又は代表清算人であるとした上で監査役等の同意が必要であるとする見解や、同法第386条第1項第1号等の趣旨を踏まえ、監査役、監査等委員又は監査委員であるとする見解等があり、解釈は確立されていない。

このような状況を踏まえると、会社法に規定を設けることで当該和解に関する規律を明確にすることが相当であると考えられる。

(2) 本文は、監査役設置会社等が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合を対象としている。

なお、当該監査役設置会社等が取締役等を補助するために当該取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟に（補助参加人として）参加している場合であっても、当該監査役設置会社等が当該和解をしないときがあり得る。このときは、本文の規律の適用はなく、会社法第850条第2項に定める裁判所による催告等が必要となるものと考えられる。

## 2 本文(1)（各監査役等の同意）について

本文(1)は、監査役設置会社等が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、各監査役、各監査等委員又は各監査委員の同意を得なければならないものとすることを提案するものである。

監査役設置会社等が取締役等を補助するために当該取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟に（補助参加人として）参加する場合（会社法第849条第3項）や、取締役（監査等委員又は監査委員であるものを除く。）及び執行役の責任の一部免除に関する議案を提出する場合（同法第425条第3項、第426条第2項）には、各監査役、各監査等委員又は各監査委員の同意を得なければならないものとされていることを踏まえると、本文(1)のとおり、監査役設置会社等が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合にも、これらと同様に、各監査役、各監査等委員又は各監査委員の同意を得なければならないものとするのが相当であると考えられる。

なお、本文(1)のように各監査役、各監査等委員又は各監査委員の同意を得なければならないものとする場合には、利益相反取引（会社法第356条第1項第2号、第365条第1項、第419条第2項、第482条第4項、第489条第8項）として規制されるものとすべきかどうかについて検討する必要があると考えられる。ただし、この点については、本文(2)の規律の内容を踏まえて検討すべきであるという考え方もあると思われる。

## 3 本文(2)（代表者）について

本文(2)は、監査役設置会社等が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合の当該監査役設置会社等を代表する者について、どのように考えるかを問うものである。

第一の考え方として、監査役設置会社等が取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をする場合には、原告として和解をするときであっても、利害関係人又は補助参加人として和解をするときであっても、取締役等と当該監査役設置会社等との間には利益相反が認められ、代表取締役、代表執行役又は代表清算人（以下「代表取締役等」という。）には適切な行動を期待することができないとして、当該訴えを提起する場合と同様に、監査役、監査等委員会が選定する監査等委員又は監査委員会が選定した監査委員（以下「監査役等」という。）が当該監査役設置会社等を代表するものとすべきであるという考え方があると思われる。この考え方を採る場合には、取締役は和解の内容について判断する権限を全く有しないこととなるから、利益相反取引規制は適用しないものとするのが相当であると考えられる。

この考え方に対しては、株式会社が取締役等を補助するため当該取締役等の責任を追及する訴えに係る訴訟に（補助参加人として）参加する場合には、監査役設置会社等であっても、

代表取締役等が当該株式会社を代表すると解されていることから、当初補助参加人として代表権を有していた代表取締役等が和解をするに当たっては代表権を有しなくなり関係者による円滑な訴訟活動を害するのではないかという懸念があり得る。

そこで、第二の考え方として、原告として又は利害関係人として当該和解をする場合については第一の考え方と同様に監査役等が監査役設置会社等を代表するものとしつつも、第一の考え方に対する上記の懸念に配慮して、監査役設置会社等が補助参加人として和解をする場合に限って、代表取締役等が当該監査役設置会社等を代表するものとするべきであるという考え方があると思われる。もっとも、この考え方に対しては、利害関係人として参加する場合と補助参加人として参加する場合とで代表者を異なるものとする理由が明らかでないという懸念があり得る。また、補助参加人として参加する場合については後述する第三の考え方と同様に利益相反取引規制の適用があるものとするべきかどうかについて検討する必要があると思われる。

他方で、第三の考え方として、原告として当該和解をする場合については監査役等が監査役設置会社等を代表するものとするべきとしつつも、利害関係人又は補助参加人として当該和解をする場合には、監査役等は一度当該訴えを提起しないことが相当である旨の判断をしているのであるから、取締役と当該監査役設置会社等の利益相反の程度は原告として当該和解をする場合ほどには典型的に強くないとして、本文(1)のように各監査役、各監査等委員又は各監査委員の同意を必要とすることを条件として、通常の業務執行と同様に代表取締役等が当該監査役設置会社等を代表するものとするべきであるという考え方があると思われる。この考え方を採る場合には、監査役設置会社等が利害関係人又は補助参加人として和解する場合に当該和解が自己取引（会社法第356条第1項第2号）に該当し利益相反取引規制の適用があるものとするべきかどうかについても検討する必要があると思われる。

## 2 株主による責任追及等の訴えの提起の制限

株主による責任追及等の訴えの提起に新たな制限を設けることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

本文は、株主による責任追及等の訴えの提起に新たな制限を設けることについて、どのように考えるかを問うものである。

株主による責任追及等の訴えの中には株式会社の利益に反すると評価すべきものがあることから、株主による責任追及等の訴えの提起に新たな制限を設けることを検討すべきであるという指摘がある。

株式会社の利益に反する株主による責任追及等の訴えの提起を制限することについては、法制審議会会社法（現代化関係）部会においても議論され、第162回国会に提出された会社法案においては、当初、「責任追及等の訴えにより当該株式会社の正当な利益が著しく害されることが、当該株式会社が過大な費用を負担することとなることその他これに準ずる事態が生ずることが相当の確実さをもって予測される場合」には、株主は株式会社に対し責任追及等の提起を請求することができないものされていた（修正前の第162回国会提出会社法案847条第1

項第2号)。しかし、同号は、内容が不明確であり、責任追及等の訴えに期待される機能を不当に縮減させてしまう懸念があるという理由で、衆議院において削除されている。本文の検討に当たっては、このような会社法案に関する国会における議論の状況や、会社法成立後にどのような事情の変化等があったかを考慮する必要があると考えられる。

株主による責任追及等の訴えの提起に新たな制限を設けることを検討すべきであるという指摘に対しては、近時における株主による責任追及等の訴えに係る訴訟の件数の推移の状況等に照らしても新たな制限を設ける必要はないという考え方や、正当な訴えの提起も制限される可能性があるためにこのような制限を設けることは相当でないという考え方もある。また、仮に、株式会社の利益に反する責任追及等の訴えに新たな制限を設けるのであれば、株主が責任追及等の訴えの提起又はその後の訴訟活動のために必要な資料を株式会社から収集することができるようにすることが併せて必要であるという指摘もある。

なお、新たな制限を設けるべきであるという指摘の中には、その具体案として、社外取締役又は社外監査役の判断を一定の範囲で裁判所が尊重するような仕組みを設けるべきであるという指摘もあるが、このような仕組みを設ける場合には、我が国の社外取締役又は社外監査役の要件（会社法第2条第15号、第16号参照）として、社外取締役又は社外監査役の独立性をより厳格に要求する必要があるという指摘がある。

## 第2 議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使の制限の要否

議決権行使書面の閲覧謄写請求権（会社法第311条第4項）の濫用的な行使を制限するための措置として、議決権行使書面の閲覧謄写請求に関して拒絶事由を明文で定めることについて、どのように考えるか。

（注）仮に、議決権行使書面の閲覧謄写請求について拒絶事由を明文で定める場合には、電磁的方法により提供された議決権行使書面に記載すべき事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧謄写請求（会社法第312条第5項）、代理権を証明する書面及び電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧謄写請求（同法第310条第7項）についても拒絶事由を明文で定めることについて、どのように考えるか。

（補足説明）

- 1 本文は、議決権行使書面の閲覧謄写請求権の濫用的な行使を制限するための措置として、議決権行使書面の閲覧謄写請求に関して拒絶事由を明文で定めることについて、どのように考えるかを問うものである。

実務上、議決権行使書面には、株主の氏名及び議決権数に加えて、住所が記載されていることが通常であるが、会社法上、議決権行使書面の閲覧謄写請求を行う際には、株主名簿の閲覧謄写請求と異なり、株主がその理由を明らかにする必要はなく、拒絶事由も明文で定められていない（会社法第311条第4項、第125条参照）。そこで、株主名簿の閲覧謄写請求が拒絶された場合に、議決権行使書面の閲覧謄写請求が濫用的に利用されるおそれがあるという指摘がある。また、実務上、株式会社の業務の遂行を妨げる目的等、正当な目的以外の目的で閲覧謄写請求権が行使されているのではないかと疑われる事例が見受けられ、その

ような閲覧謄写請求に対する対応について会社法上の明確な根拠が必要であるという指摘もある。議決権行使書面の閲覧謄写請求については、株主名簿の閲覧謄写請求の拒絶事由を定める同法第125条第3項を類推適用すべきであるという指摘もあるが、当該指摘に対しては、明文の規定がない議決権行使書面の閲覧謄写請求にまで当該拒絶事由を拡大する理由はないという指摘があり、そのような類推適用を否定した裁判例もある。もっとも、いわゆる名簿屋に情報を売却するなどの目的で議決権行使書面の閲覧謄写請求がされた場合には、権利濫用として会社は当該請求を拒絶することができるという指摘もある。

そこで、これらの指摘も踏まえ、プライバシー保護の必要性の観点及び閲覧謄写請求権の濫用的な行使の制限の必要性の観点からは株主名簿と差異を設ける理由がないとも考えられ、議決権行使書面の閲覧謄写請求についても拒絶事由を明文で定めるべきという考え方もあり得る。なお、仮に、議決権行使書面の閲覧謄写請求についても拒絶事由を定める場合には、当該拒絶事由は、株主名簿の閲覧謄写請求についての拒絶事由と同じ事由とすることが考えられる。

他方で、会社法上、株主の住所は議決権行使書面に記載すべき事項とされておらず（会社法施行規則第66条第1項参照）、この点について、プライバシー保護の観点から会社法上の手当てをする必要性は高くないとも考えられる。また、株主名簿の閲覧謄写請求とは異なり、株主総会の決議が適法かつ公正にされることを担保する趣旨である議決権行使書面の閲覧謄写請求については、決議の取消しの訴えの提訴期間内（会社法第831条第1項）に閲覧謄写をする必要性が高いと考えられる。そのため、そもそも株主総会の日から3か月の備置期間内に限り認められている議決権行使書面の閲覧謄写請求を更に制限する方向での立法的手当ては難しいという考え方もあり得る。

- 2 （注）は、仮に、議決権行使書面の閲覧謄写請求について拒絶事由を明文で定める場合には、電磁的方法により提供された議決権行使書面に記載すべき事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧謄写請求並びに代理権を証明する書面及び電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧謄写請求についても拒絶事由を明文で定めることについて、どのように考えるかを問うものである。

電磁的方法により提供された議決権行使書面に記載すべき事項に係る記録にも、議決権行使書面と同様に株主の氏名及び議決権数が含まれており、住所その他の株主の個人情報が含まれている限りでは、議決権行使書面と同様に閲覧謄写請求によってプライバシー侵害が生ずる可能性がある。また、代理権を証明する書面及び電磁的方法により提供された代理権を証明する書面に記載すべき事項に係る記録にも、議決権行使書面と同様に株主の氏名及び住所等の個人情報が記載されており、プライバシー保護の必要性の観点からは株主名簿と差異を設ける理由がないとも考えられる。そして、いずれの閲覧謄写請求についても、閲覧謄写請求権の濫用的な行使の制限の必要性の点では差異がないと考えられる。そこで、仮に、議決権行使書面の閲覧謄写請求について拒絶事由を明文で定める場合には、電磁的方法により提供された議決権行使書面に記載すべき事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧謄写請求並びに代理権を証明する書面及び電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧謄写請求についても、議決権行使書面の閲覧謄写請求と同様に、拒絶事由を定めることも考えられる。

### 第3 他の会社の株式等の取得と引換えにする株式の交付

株式会社は、他の会社（外国会社を含み、当該株式会社の子会社を除く。以下同じ。）の株式その他の持分（以下「株式等」という。）の取得により当該他の会社をその子会社としようとする場合には、会社法第199条第1項の募集によらずに、当該株式等を取得するのと引換えに当該株式等を有する者に対して当該株式会社の株式を交付することができるものとするについて、どのように考えるか。

（注1）この株式の交付（以下「株式交付」という。）においては、現物出資財産に係る検査役の調査（会社法第207条）、取締役等の財産価額填補責任（同法第213条）に相当する規律の適用はないものとするについて、どのように考えるか。

（注2）例えば、株式会社（以下「株式交付親会社」という。）は、株式交付をしようとするときは、概要として以下の規律の適用があるものとするについて、どのように考えるか。

- ① 子会社とする他の会社（以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所、取得する株式等の内容及びその数の下限、株式等1個を取得するのと引換えに交付する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法、増加する資本金及び準備金の額に関する事項、株式等の譲渡しの申込みの期日（以下「申込期日」という。）、株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）その他の事項を原則として株主総会の特別決議により定めなければならない。
- ② ①の事項は、株式交付ごとに、均等に定めなければならない。また、取得する株式等の数の下限は、効力発生日において株式交付子会社が株式交付親会社の子会社となるように定めなければならない。
- ③ 株式交付親会社は、株式等の譲渡しの申込みをしようとする者に対して、①の事項その他の事項を通知しなければならない。
- ④ 株式等の譲渡しの申込みをする者は、譲り渡そうとする株式等の数その他の事項を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならない。
- ⑤ 株式交付親会社は、④による申込みをした者（以下「申込者」という。）から取得する株式等の数の総数が取得する株式等の数の下限を下回らない範囲内で、申込者から取得する株式等の数を、申込者が申込みをした株式等の数よりも減少することができる。
- ⑥ 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から取得する株式等の数を通知しなければならない。ただし、申込期日において、申込者が申込みをした株式等の数の総数が取得する株式等の数の下限に満たない場合は、この限りでない。
- ⑦ ⑥のただし書に規定する場合には、株式交付親会社は、申込者に対して、株式交付をしない旨を通知しなければならない。
- ⑧ 申込者は、効力発生日に、株式交付親会社が⑥により通知した数の株式等を給

付しなければならない。

- ⑨ 効力発生日において株式交付親会社が⑧による給付を受けた株式等の総数が取得する株式等の数の下限以上である場合には、⑧による給付をした申込者は、効力発生日に、株式交付親会社の株主となる。
- ⑩ 効力発生日において株式交付親会社が⑧による給付を受けた株式等の総数が取得する株式等の数の下限に満たない場合において、株式交付親会社が⑧による給付を受けた株式等があるときは、株式交付親会社は、当該株式等を申込者に返還しなければならない。
- ⑪ 株式交付親会社は、一定の期間、株式交付に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- ⑫ 株式交付をする場合には、原則として、反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。
- ⑬ 株式交付が法令又は定款に違反するおそれがある場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式交付をやめることを請求することができる。

(補足説明)

#### 1 本文について

本文は、株式会社が他の会社を子会社にしようとする場合には、会社法第199条第1項の募集によらずに、当該他の会社の株式等の取得の対価として当該他の会社の株主等に対して当該株式会社の株式を交付することができるものとするものについて、どのように考えるかを問うものである。

株式会社（以下「買収会社」という。）が他の会社（以下「対象会社」という。）を買収する場合において、買収会社の株式を対価とするときは、金銭を対価とするときとは異なり、対象会社の株主等は、買収後の買収会社の株式を保有することとなるために、買収によるシナジーを含め、買収後の買収会社及び対象会社の成長や業績向上からもたらされる利益を享受することが可能となるという指摘がある。

会社法上、買収会社はその株式を対価として対象会社を買収しようとする場合には、株式交換を用いることが考えられる。しかし、株式交換は対象会社が株式会社でなければ用いることができず、かつ、株式交換によった場合には、買収会社は、対象会社の発行済株式の全てを取得するものとされている（同法第2条第31号）。したがって、対象会社が外国会社である場合や、対象会社を完全子会社とすることまでを企図していない場合には、株式交換を用いることはできず、買収会社は、対象会社の株式等を現物出資財産として同法第199条第1項の募集を行う必要がある。もっとも、この手法を用いることについては、①原則として検査役の調査が必要となるため（同法第207条）、その手続に一定の時間を要し、費用が発生する、②引受人である対象会社の株主等及び買収会社の取締役等が財産価額填補責任を負う可能性がある（同法第213条）といったことなどが障害として指摘されている。

このような会社法の規律に対しては、株式会社が他の会社を子会社にしようとする場合のうち、株式交換の場合とそうでない場合とで規律に大きな違いを設ける必要はなく、株式交

換でない場合であっても株式交換の場合と同様の規律の適用があるものとして、株式会社が株式を対価とする買収をより円滑に行うことができるように見直すべきであるという考え方がある。

なお、産業競争力強化法においては、認定事業者である株式会社が、認定事業再編計画に従って公開買付けの方法により他の株式会社の株式等の取得により当該他の株式会社をその関係事業者（事業者であって、他の事業者がその経営を実質的に支配していると認められるものとして産業競争力強化法施行規則第3条に定める関係を有する者をいう。産業競争力強化法第2条第8項）としようとする場合等には有利発行規制や現物出資規制の適用をしないものとした上で、株式交換と類似の規律の適用があるものとする会社法の特例が設けられている（同法第34条）。もっとも、産業競争力強化法の特例を用いて株式を対価とする公開買付けが実施された事例はいまだ存在しておらず、この方法による場合には譲渡益課税の繰延が認められていないことがその理由として指摘されている。

## 2 （注1）及び（注2）について

（注1）及び（注2）は、仮に、本文のとおり株式交付に係る規律を設ける場合には、その具体的な規律の内容について、どのように考えるかを問うものである。

仮に、株式交換と同様の規律の適用があるものとする場合には、（注1）のとおり、現物出資財産に係る検査役の調査（会社法第207条）、取締役等の財産価額填補責任（同法第213条）に相当する規律の適用はないものとした上で、（注2）のとおり、一定の事項について原則として株主総会の特別決議を要するものとするとともに（①）、株式交付に関する事項を記載した書面等の備置き及び閲覧等に関する規律（⑩）や、反対株主の株式買取請求権や株主の差止請求権に関する規律を設けるものとすることが考えられる（⑫、⑬）。

ただし、株式交付は、株式交換とは異なり、株式交付子会社の発行済株式の全てを取得するものではないことから、法律上当然に株式交付子会社の株式等を取得するものとせず、当該株式等を有する者から個別に申込みを受け、株式等の給付を受けることによって取得するものとすることが考えられる（③から⑥まで、⑧、⑨）。また、適用範囲を株式交付親会社が株式交付子会社を子会社とする場合に限定するために、取得する株式等の数の下限は効力発生日において株式交付子会社が株式交付親会社の子会社となるように定めなければならないものとした上で（②）、申込期日において申込者が申込みをした株式等の総数が取得する株式等の数の下限を下回るとき及び効力発生日において株式交付親会社が譲り受けた株式等の総数が取得する株式等の数の下限を下回るときは、株式交付をすることができないものとすることが考えられる（⑦、⑨）。そして、仮に、効力発生日において株式交付親会社が給付を受けた株式等の総数が取得する株式等の数の下限に満たない場合において、株式交付親会社が申込者から給付を受けた株式等があるときは、株式交付親会社は、当該株式等を申込者に返還しなければならないものとすることが考えられる（⑩）。

なお、（注1）及び（注2）は、別途金融商品取引法上の公開買付規制や発行市場規制の適用があり得ることを前提としている。

## 第4 全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合に関する事前開示手続

全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合（以下「株式の併合等」という。）



を利用した現金を対価とする少数株主の締出し（以下「キャッシュ・アウト」という。）に際して行われる端数処理手続（会社法第234条、第235条）に関して、情報開示を充実させることについて、どのように考えるか。

（補足説明）

本文は、株式の併合等を利用したキャッシュ・アウトに際して行われる端数処理手続（会社法第234条、第235条）に関して、情報開示を充実させることについて、どのように考えるかを問うものである。

株式の併合等は、実務上キャッシュ・アウトの手段として用いられることがあり、その場合には、一に満たない端数の処理として、一株に満たない端数の株式の合計数（その合計数に一に満たない端数が生ずる場合には、当該端数は切り捨てられる。）に相当する数の株式を競売又は任意売却（以下「任意売却等」という。）して得られた代金が株主に交付されることとなるのが通常である。株式の併合等については、改正法及び改正省令により、事前開示手続（会社法第171条の2、第182条の2、会社法施行規則第33条の2、33条の9）及び事後開示手続（会社法第173条の2、第182条の6、会社法施行規則第33条の3、第33条の10）が設けられるなど、端数となる株式の株主の利益を保護する観点から、株主への情報開示の充実を図るなどの措置が講じられ、一に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理の方法に関する事項、当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項も事前開示事項に含まれている（同規則第33条の2第2項第4号、第33条の9第1号ロ）。

もっとも、株式の併合等の効力は、所定の取得日又は効力発生日に生ずるものの（会社法第173条、第182条）、株式の併合等の効力発生後に、一に満たない端数の処理により株主に実際に交付される代金の額は任意売却等の結果に依存しており、実際に任意売却等が行われるまでの事情変動等による任意売却等により得られる代金額の低下や代金の不交付のリスクは、当該代金の交付を受けるべき株主が負うこととなることから、確実かつ速やかな任意売却等の実施及び株主への代金の交付を確保するための施策の導入について検討すべきではないかという指摘がある。

そこで、このような指摘を踏まえ、株式の併合等を利用したキャッシュ・アウトに際して行われる端数処理手続に関して、更に情報開示を充実させることが考えられる。具体的には、競売については、性質上、競売する株式を買い取る者や競売の実施時期等についても事前開示事項とすることは難しいと考えられるが、任意売却については、一に満たない端数の処理の方法に関する事項として、例えば、任意売却する株式を買い取る者（以下「任意売却株式買取人」という。）の氏名又は名称、任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の時期、任意売却株式買取人が任意売却の代金の支払のための資金を確保する方法並びに当該方法の相当性その他の任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項（当該見込みについての取締役等の判断及びその理由を含む。）を事前開示しなければならないものとするなどして事前開示事項を具体化し、情報開示を更に充実させることが考えられる。